

No.	質問	回答
1	申請するには、どんな書類が必要になりますか？	<p>高齢者支援課またはホームページから申請書および医師の証明書を取得し、その後、耳鼻咽喉科の医師に証明書を作成してもらいます。</p> <p>また、補聴器の購入の際に、品名、購入金額、購入日、購入先がわかる領収書等を受け取り、「申請書」、「証明書」、「領収書」等を全て揃えて高齢者支援課まで提出してください。</p>
2	令和4年12月に、既に補聴器を購入してしまったのですが、助成を受けることはできますか？	<p>助成の対象となる補聴器は、令和5年1月16日（月）以降に購入したものとなります。それより前に購入したものについては、助成の対象にはなりません。</p>
3	定期的に補聴器を買い替えています、これは買い替えの都度、助成を受けられますか？	<p>助成の対象は、1人あたり1回限りとなります。</p>
4	65歳以上で聴覚障害の障害者手帳を持っていますが、助成の対象になりますか？	<p>聴覚障害の障害者手帳を持っている方は、助成の対象にはなりません。障がい福祉課へお問い合わせください。</p>
5	介護認定を受けていませんが、助成の対象になるのですか？	<p>要支援・要介護の認定を受けていなくても助成の対象になります。</p>
6	テレビの音声を大きくする集音器は、助成の対象になりますか？	<p>集音器は、助成の対象にはなりません。</p>